

運賃改正

令和3年10月1日

運賃額			定期券							回数券 (11枚綴り)	
			通学			通勤		通勤 〔身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 愛カード〕			
			1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	1ヶ月	3ヶ月		
1	8km未満	200円	6,600円	19,800円	32,400円	7,200円	20,880円	6,000円	18,000円	2,000円	
2	13km未満	300円	9,900円	29,700円	48,600円	10,800円	31,320円	9,000円	27,000円	3,000円	
3	18km未満	400円	13,200円	39,600円	64,800円	14,400円	41,760円	12,000円	36,000円	4,000円	
4	23km未満	500円	16,500円	49,500円	81,000円	18,000円	52,200円	15,000円	45,000円	5,000円	
5	28km未満	600円	19,800円	59,400円	97,200円	21,600円	62,640円	18,000円	54,000円	6,000円	
6	33km未満	700円	23,100円	69,300円	113,400円	25,200円	73,080円	21,000円	63,000円	(7,000円)	
7	38km未満	800円	26,400円	79,200円	129,600円	28,800円	83,520円	24,000円	72,000円	(8,000円)	
8	43km未満	900円	29,700円	89,100円	145,800円	32,400円	93,960円	27,000円	81,000円	(9,000円)	
9	48km未満	1,000円	29,700円	89,100円	145,800円	32,400円	93,960円	27,000円	81,000円	(10,000円)	
10	53km未満	1,100円	29,700円	89,100円	145,800円	32,400円	93,960円	27,000円	81,000円	(11,000円)	

通学4.5割引(1ヶ月・3ヶ月) 5.5割引(6ヶ月)

通勤4割引(1ヶ月) 4.2割引(3ヶ月)

通勤(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛カード)5割引(1ヶ月・3ヶ月)

*但し、定期券料金については通学24,300円(1ヶ月)64,800円(3ヶ月)

通勤32,400円(1ヶ月)93,960円(3ヶ月)を上限とする

通勤(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛カード)27,000円(1ヶ月)81,000円(3ヶ月)
を上限とする

(1) 運賃精算時の取り扱い

- ① 運賃については、運行系統ごとに清算する。ただし、定期券については乗り継ぎ利用ができるものとする。
- ② 小学生以下の小児運賃は、表示運賃額の半額とする。
- ③ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第238号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の運賃は、当該手帳の提示のより表示運賃額の半額とする。
- ④ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者の運賃は、当該手帳の提示のより表示運賃額の半額とする。
- ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により写真付きの精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の運賃は、当該手帳の提示により表示運賃額の半額とする。
- ⑥ ③~⑤に当該する者の付添者(1人に限る。)の運賃は、表示運賃額の半額とする。
- ⑦ 65才以上の者で運転免許証を自主返納し運転経歴証明書又は岡山県警発行の愛カード取得者の運賃は、当該証明書又はカードの提示により表示運賃額の半額とする。